

循環第499号

平成22年7月5日

(社)北海道浄化槽協会会長 様

北海道環境生活部長

北海道浄化槽事務ガイドブックの改訂について

日頃より、北海道の環境行政にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

北海道浄化槽事務ガイドブック（平成21年6月30日付け環保第364号通知）を、次のとおり改訂しましたので、お知らせします。

記

- 1 改訂内容 別紙「H22改訂箇所及び内容」のとおり
- 2 ホームページ掲載場所
循環型社会推進課「北海道 浄化槽のページ」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.htm>

（環境局循環型社会推進課廃棄物指導グループ主査(浄化槽)）

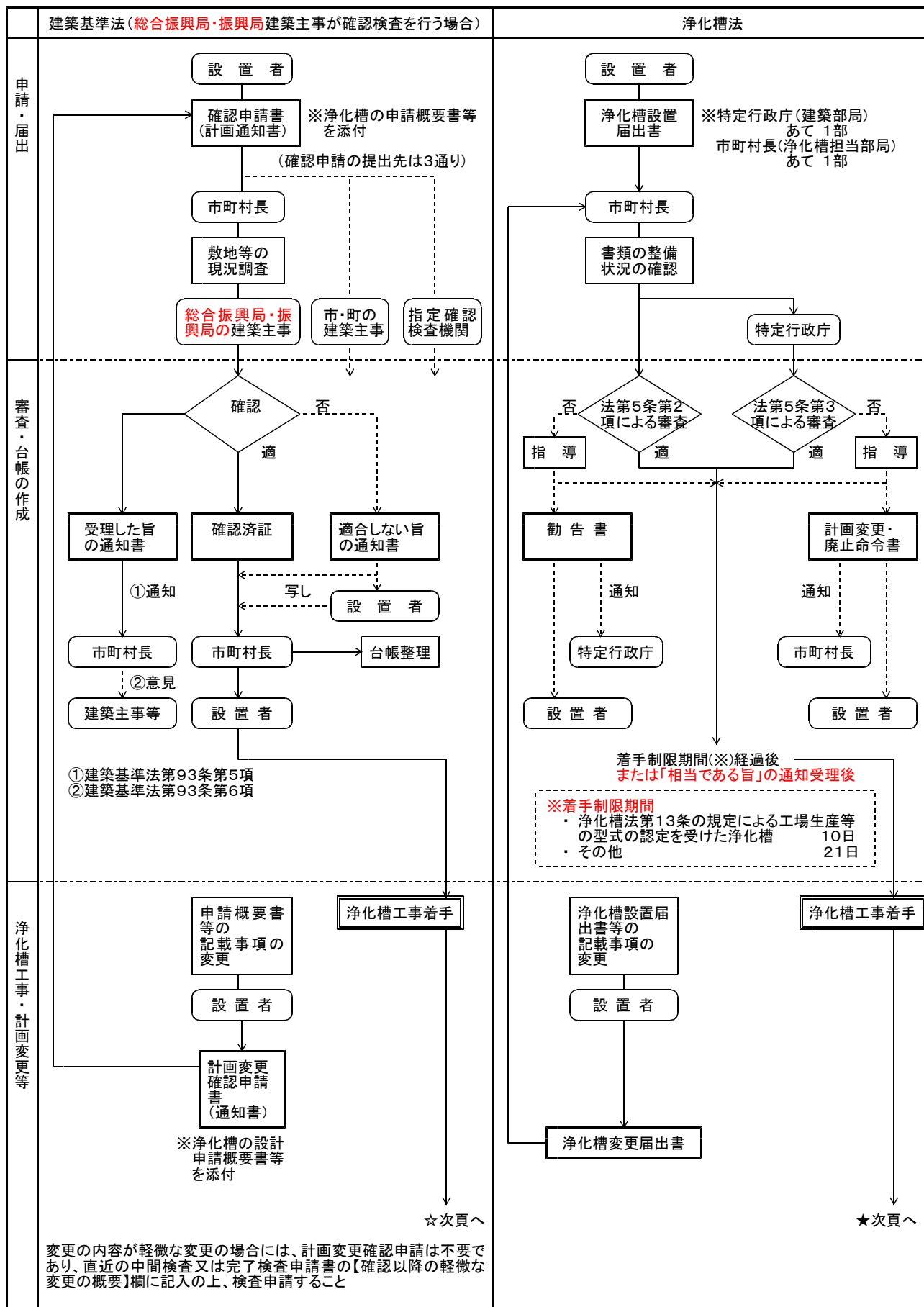
「北海道浄化槽事務ガイドブック」(H21.6) 《H22改訂箇所及び内容》

頁	修正箇所	修正内容	備考	抜粋
-	目次	資料のページ		
1	総則 1	支庁 総合振興局・振興局		
1	総則 2	「指針」 「ガイドブック」		
2	第1の2(2)	支庁 総合振興局・振興局		
4	図-1	支庁 総合振興局・振興局		
4	図-1	着手制限期間、相当である旨の通知(追記)		
6	(3) ア、イ	浄化槽法5条4項関係事務に関する記載修正		
7	表-1	支庁 総合振興局・振興局		
8	表-2 2種類(1)	記載要領補足		
11	第2の2	支庁長 総合振興局長・振興局長		
11	第2の1、2	1)第1号 第1項、2)(1) 1、記録票「、」		
12	第3の3)	第2(1)) 第2の1)		
13	第4の5、6	支庁長 総合振興局長・振興局長		
14	第1の1(1))	支庁 総合振興局・振興局		
17	(2))	支庁 総合振興局・振興局		
18	(3))、2(1))	支庁 総合振興局・振興局		
19	(2))、(3))	支庁 総合振興局・振興局		
20	3(1)	支庁 総合振興局・振興局		
21	第2の1(1))	支庁長 総合振興局長・振興局長		
21	第2の1(1)、(2)	環境保全課 循環型社会推進課		
22	図-3	報告「聴取」 「徴収」		
22	図-3	支庁 総合振興局・振興局		
23	表-9	器具明細書 「有・無」 「無・有」		
25	(3))	「事業所「の」設置される」 「事業所「に」設置される」		
26	2(1)	支庁 総合振興局・振興局		
26	2(1))	環境保全課 循環型社会推進課		
27	(2))、(3))、3(1))、(2))、4(1)	支庁 総合振興局・振興局		
27	(2))	環境保全課 循環型社会推進課		
38	第1の2	法第10「条」の2		
48	第6(2))	第2項 第2号、 2 第1		
49	表-22	「以上」 「以下」(3カ所)		
55	記載例	支庁 総合振興局		
70	様式-10	改行後、行逆転(7条検査・11条検査)修正		
72	様式-11	命令を行う理由、教示文修正		
87	北海道建設部手数料条例	最新版(H22.3.31)に修正		
88	工事業者閲覧規則	最新版(H22.3.31)に修正		
89	保守点検業者登録条例	最新版(H21.3.31)に修正	改訂版p.90	
92	登録条例施行規則	最新版(H22.3.31)に修正 改正規則年月日・号 追	改訂版p.93	
92	登録条例施行規則(5条)	環境保全課 循環型社会推進課	改訂版p.93	
93	登録条例施行規則(9条)	支庁 総合振興局又は振興局	改訂版p.94	
93	登録条例施行規則(14条)	支庁 総合振興局及び振興局	改訂版p.94	
94	登録条例施行規則	附則	改訂版p.95	
102	別記第8号様式	支庁長 総合振興局長(振興局長)	改訂版p.103	
103	別記第9号様式	法人にあっては「、」	改訂版p.104	
106	罰則	5条4項(通知を受けた場合を除く)	改訂版p.107	
107	罰則	5条4項(通知を受けた場合を除く)	改訂版p.108	
113	権限移譲	H22.4.1現在、5条4項追記	改訂版p.114	
115	法体系図	5条4項の流れ追記	改訂版p.116	

I 総 則

- 1 このガイドブックは、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く道内の区域に適用し、上記4市における浄化槽の取扱いについては、それぞれの市が定めるところによる。
ただし、浄化槽工事業に係る登録等に関するものは、全道の区域に適用する。
なお、建築基準法（昭和25年法律第201号）に係る事務については、道が設置する本庁及び総合振興局・振興局建築主事が確認検査を行う場合の取扱いを示すこととし、その他の場合は各行政庁、指定確認検査機関の取扱いによる。
また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に係る事務のうち、知事の権限を市町村に移譲した事務（資料10参照）については、一定の手続き例を示しているものである。
- 2 このガイドブックは、浄化槽法第2条第1項に定義する浄化槽及び附則（平成12年6月2日法律第106号）第2条に規定される浄化槽（いわゆるみなし浄化槽）に適用する。
なお、法第2条第1号の浄化槽の定義に係る具体的な取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽に該当しないし尿、雑排水の処理施設
 - ① 処理水を公共下水道又は流域下水道に直接放流している処理施設
 - ② 処理水を雑用水などとして再利用するため処理施設からの直接の放流がないもの
 - (2) 施設又は設備の範囲
法の適用範囲は、原則として、建築基準法第31条第2項及び施行令第35条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めた浄化槽の構造方法及び国土交通大臣の認定を受けた構造（以下両者を総称して「構造基準」という。）に相当する部分とする。また、高度処理又は施設改善のために付加された設備についても同様とする。
- 3 用語の解説
 - (1) 平成12年浄化槽法改正において、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」と定義された。併せて改正時において既に設置されていた単独処理浄化槽については、附則により「浄化槽とみなす」いわゆる「みなし浄化槽」とされ、浄化槽法では「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」という表記は使用されていない。しかし、本書では、それぞれを区別しなければならないときには、みなし浄化槽を「単独処理浄化槽」と、浄化槽を「合併処理浄化槽」と表記する場合がある。
 - (2) 市町村において浄化槽法に基づく事務を所管する部署（浄化槽担当部局）を「市町村長」と、特定行政庁において建築基準法に基づく事務を所管する部署（建築部局）を「建築主事」と表記する。

図-1 浄化槽の設置等に関する事務処理



(3) 浄化槽法に係る事務（事務処理の例）

① 事務手続及び留意事項

ア 事務手続

法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置等の届出に係る事務手続は、次のとおりである。（図－1参照）

- i) 設置者は、特定行政庁あてと市町村長あての届出書を各1部、市町村長（浄化槽担当部局）に提出すること。届出書は、別記様式第1号（浄化槽設置届出書。以下「設置届出書」という。）又は別記様式第2号（浄化槽変更届出書。以下「変更届出書」という。）によることとする。
- ii) 市町村長は、届出書の記載事項等書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、特定行政庁あての届出書を表－1の区分により直ちに当該特定行政庁に送付すること。
なお、届出書等が不相当である場合は、速やかに返却すること。また、返却後再提出された届出書は、新たな届出として取り扱うこと。
また、特定行政庁あての届出書の受理年月日は、市町村長が届出書を収受した日とする。
- iii) 特定行政庁は、届出書について法第5条第3項による構造審査を行う。
構造審査の結果、届出の内容が構造基準に適合していないと認めるときは、設置者に対し法第5条第3項に基づく浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を参考様式1により命ずる。この場合、特定行政庁は、市町村長に参考様式2に当該命令書の写しを添えてその旨を通知すること。
- iv) 市町村長は、届出書について法第5条第2項による審査を行う。
また、その必要を認めるときは、設置者に対し、勧告することが出来る。この場合、市町村長は、特定行政庁に参考様式3に当該勧告書の写しを添えてその旨を通知すること。
- v) 市町村長は、iv)の審査の結果、内容が適当と認めるときは、届出書を浄化槽台帳として保管すること。
- vi) 設置者は、法第5条第2項の規定による着手制限期間（※）を経過した後、浄化槽工事に着手することができる。

※着手制限期間（法第5条第2項）

①浄化槽法第13条の規定による工場生産等の型式の認定を受けた浄化槽	10日
②その他	21日

イ 留意事項

- i) 浄化槽の性能及び構造に関する照会、協議等は、特定行政庁において行われるべきものであること。
- ii) 変更届については、変更後の施設全体に対して変更届出時点の構造基準が適用されるものであること。
- iii) 特定行政庁の計画変更命令若しくは市町村長の勧告に従い届出内容を変更した場合又は浄化槽工事の着手前若しくは工事中に届出書の記載事項等に変更を生じた場合は、新たに法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置（変更）の届出を要するものであること。
また、市町村長は、上記による新たな届出をした設置者及び特定行政庁の計画廃止命令に従って浄化槽の設置等を取りやめた設置者に対して、先の届出を取り下げるよう指導すること。
- iv) 市町村長は、アのiv)の審査に当たって、IV－第5の2①、3、4①～④を勘案すること。

② 変更届の要否

浄化槽の構造又は規模の変更届での要否は、次のとおりであること。

（表－2 変更届の要否欄参照）

- i) 処理方式を変更するときは、変更届を要する。
処理方式とは、構造基準におけるものであり、これを変更するとは、当該基準で定められた設備等の組み合わせを変えることをいうものであること。

表－２ 申請概要書及び設置届出書の記載要領等

記載事項		記載要領	必要性	変更届の要否※
・申請概要書、設置届出書の区分		該当しない方を消す。	・申請の届出の別を記録 ・統計上の必要	
・設置者		法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入する。	・虚偽の届出や着手制限期間内に着工した者に対する罰則の適用等	再提出
1 設置場所		建物の名称が明らかである場合は、それも併せて記入する。	・設置場所の状況等の確認 ・浄化槽の維持管理に関する監視、指導	位置の変更×
2 種類	(1)構造方法等①国土交通大臣が定めた方式による場合	設置する浄化槽が国土交通大臣が定めた方式（構造例示型）の場合は、告示基準の番号及び方式名を記入する。	・構造審査 ・保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準の適用 ・変更届の要・不要の判断	○
	(1)構造方法等②国土交通大臣の認定を受けた場合	設置する浄化槽が建築基準法第31条第2項又は建築基準法施行令第35条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた方式（大臣認定型）の場合は、方式名や認定番号等（建築基準法第68条の26）を記入する。		
	(2)型式等①型式適合認定番号等	設置する浄化槽が建築基準法第68条の10に基づく型式適合認定を取得している場合は、認定番号等を記入する。		
	(2)型式等②型式認定番号等	工場生産の浄化槽又は外国の工場で生産され輸入された浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第13条第1項に基づく型式認定番号等を記入する。		
3 処理の対象		単独処理浄化槽の場合は、右空欄にその旨を記入する。	・構造審査 ※原則単独の場合はあり得ない	○
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途等	① 建築物の用途	J I S A3302の建築用途の区分により記入する。	・特定行政庁の確認 ・変更届の要・不要の判断	△用途や面積の変更に より、必要な場合有り
	② 構造	該当事項を○で囲む。		
	a 階数			
	b 延べ面積			

※「変更届の要否」については、浄化槽設置届出にのみ適用。建築確認申請物件については要確認。

第2 浄化槽の維持管理

浄化槽の保守点検（法第2条第3号）と浄化槽の清掃（法第2条第4号）とを総称して「浄化槽の維持管理」という。また、その技術上の基準（法第4条第7項及び第8項）をここでは「維持管理基準」という。

1 報告の徴収等

- i) 市町村長は、浄化槽法第10条の2各項の規定に基づき浄化槽の使用開始、技術管理者の変更または、浄化槽管理者の変更について参考様式5～7を参考に報告書を提出させ、台帳を整理すること。
- ii) 市町村長は、浄化槽の使用を廃止した浄化槽管理者に対し、浄化槽法11条の2の規定に基づき、別記様式第4号の浄化槽使用廃止届出書を提出させ、台帳を整理すること。
なお、知事が、知事が受理をするべき浄化槽使用廃止届出書（その権限の移譲をしていない市町村分の届出書）を受理した場合には、その写しを当該浄化槽が設置されていた区域の市町村長に回付することとし、市町村長は受理した写しに基づき、台帳を整理すること。
- iii) 市町村長は、上記i)及びii)の報告書を提出しない浄化槽管理者に対して、法第53条第1項の規定に基づき報告の徴収を行うこと。
- iv) 市町村長は、法第7条第1項及び第11条第1項に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「水質検査」という。）を行う指定検査機関から、水質検査の結果の報告があった場合は、内容を確認し、必要に応じ台帳を整理すること。
なお、この水質検査の結果の報告については、その権限の移譲を受けている市町村にとっては、法第7条第2項及び第11条第2項に基づく指定検査機関からの報告であり、その権限の移譲を受けていない市町村にとっては、昭和63年9月12日衛浄第56号厚生省生活衛生局水道環境部長通知に基づく報告である。

2 指導、改善措置命令等

- i) 市町村長は、浄化槽に関する苦情等があったときは、その状況等を確認すること。
- ii) 市町村長は、1のiv)の水質検査の結果の報告並びに保守点検業者及び清掃業者から提出される保守点検・清掃それぞれの記録票、前項その他によって浄化槽の維持管理等が不適正であると認めたときは、浄化槽管理者等に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導するとともに、その結果を報告させること。
- iii) 市町村長は、浄化槽の維持管理について、前項の指導にもかかわらず改善が認められないなど、その必要を認めたときは、浄化槽管理者に対し、維持管理改善事項を参考様式8等を参考に通知すること。
- iv) 市町村長は、前項に係る浄化槽の維持管理の改善が実行されず又は不完全であり、維持管理基準に従って浄化槽の維持管理が行われていないと認めたときは、法第12条第2項に基づき浄化槽の維持管理について必要な改善措置を命じ又は当該浄化槽の使用の停止を命ずることとする。
なお、浄化槽保守点検業者に対して改善措置を命令する必要があるときは、必要に応じ、**総合振興局長・振興局長**に連絡し、協議すること。また、浄化槽保守点検業者に改善命令を行った場合は、その写しを**総合振興局長・振興局長**に提出すること。
- v) 浄化槽の維持管理等が不適正である原因が浄化槽の構造面に及ぶ場合又は改造計画が浄化槽の構造の変更等に伴うものであるときは、特定行政庁に連絡すること。

第3 浄化槽の水質に関する検査

法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査は、平成19年8月29日環境省告示第64号による検査項目、方法等に依り行うこととしたものであり、知事及び市町村長は、浄化槽管理者への通知、指導並びに指定検査機関に関する協力等について下記に留意すること。

1 検査制度の周知

知事及び市町村長は、浄化槽の水質に関する検査制度について、浄化槽管理者に対する周知に努めること。

2 検査実施計画

浄化槽の水質に関する検査を円滑かつ合理的に実施するため、指定検査機関において地域ごとの検査実施計画を毎年度定めているので、市町村長は、指定検査機関との密接な連携を保つこと。

3 未受検者への指導

i) 市町村長（知事が行うべき市町村においては知事。以下iii)まで同じ。）は、第2の1 iv)の指定検査機関からの水質検査の結果報告等により、水質検査を受検していないと認める浄化槽管理者に対して、法第7条の2及び第12条の2各第1項の規定に基づき、参考様式9などによる文書、電話、戸別訪問等の手段により、水質検査を受検するよう指導及び助言を行う。

なお、指導・助言の経過については、参考様式12及び13等により記録しておく。

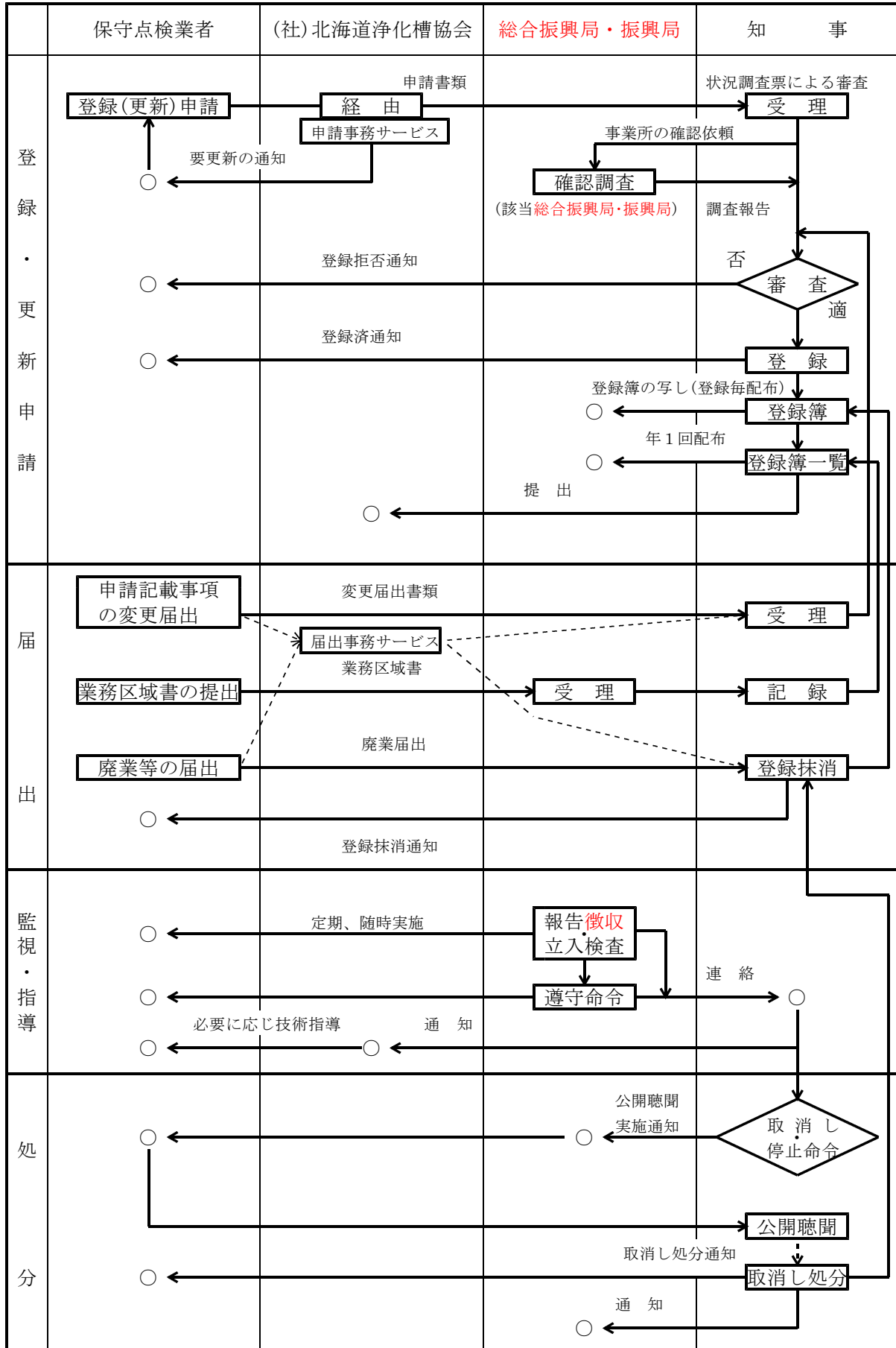
ii) 市町村長は、上記i)の指導及び助言にもかかわらず水質検査を受検していないと認める場合で、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対して、期限を定めて、水質検査を受検するよう参考様式10などにより勧告することができる。

iii) 市町村長は、上記ii)の勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、期限を定めて、参考様式11などにより、勧告に係る措置をとるべき事を命ずることができる。

4 新設浄化槽等の情報提供

法第7条による設置後等の水質検査が円滑に実施されるようにするため、市町村長は、第4の4により作成した浄化槽設置・廃止状況一覧表の写しを、浄化槽管理者の承諾を得て、四半期ごとに指定検査機関に送付すること。

図-3 浄化槽保守点検業者の登録等に係る事務処理



(3) 事業所の確認調査に係る留意事項

- i) 調査は主として、条例第5条第1項第1号、第2号及び第3号の適否についての確認をするものであること。
- ii) 事業所の設置場所は、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域であってもよいこと。
- iii) 事業所に設置される浄化槽管理士は、申請者自ら浄化槽管理士である場合を除き、継続して雇用されている者であって、自社、他社を問わず複数の事業所に兼任されていないことが必要であること。
なお、雇用関係の確認は、雇用契約書又は給与明細書等によること。
- iv) 規則第6条に規定する器具の標準的な内容は、表-11のとおりであること。
- v) 上記の器具については、所有されていることを原則とするが、長期的、恒常的に占有し自由に使用できることが賃貸契約書等によって客観的に明らかな場合は、この限りでないこと。

表-11 登録に必要な器具の内容等

器具の種類	測定方法	器具の名称	備 考
温 度 計		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製棒状水銀（アルコール）温度計 ・ペッテンコーヘル温度計 ・サーミスタ温度計等 	0～50℃の水温が測定できるもの。
透 視 度 計	JIS K0102 9.	・透視度計	JIS K0102 9. (1) (a) に示す器具。
溶 存 酸 素 測 定 器 具	ウィンクラー・アジ化ナトリウム変法 (JIS K0102 32.1)	・溶存酸素測定器具	器具：溶存酸素測定びん、ビベット等、測定器具（ビューレット・メスビベット等）、三角フラスコ・ビーカー等 試薬：アルカリ性よう化カリウム・アジ化ナトリウム溶液、硫酸マンガン溶液、硫酸、でんぷん溶液、N/40チオ硫酸ナトリウム溶液
	電極法	・DOメーター	本体、ポーラログラフ又はガルパニ電池式の電極、電極内部電池、亜硫酸ナトリウムから成るもの。
水素イオン濃度測定器具	比色法	・pH比色法	おおむねpH5～8の範囲が測定できるもの。 器具：比色管、標準管 試薬：指示薬
	電極法	・pHメーター	本体、電極、標準液、電極内部等から成るもの。
塩素イオン濃度測定器具	滴定法（モル法）	・塩素イオン濃度測定器具	器具：ビューレット、ビューレット台（クランプ付き）、硫酸又は三角フラスコ、ガラス棒、メスシリンダー（50ml） 本体：電極、標準液、妨害イオン除去剤（マスク剤）から成るもの。

VI 浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は、浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保するために必要なものであり、次に掲げる事項に留意して、浄化槽の保守点検及び清掃を適正かつ的確に実施させること。

第1 浄化槽管理者

1 浄化槽管理者の定義

浄化槽管理者は、法第7条で「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者」と定義されている。

従って、町内会や自治会など法人格のない団体は該当しない。また、浄化槽の維持管理委託を受けている浄化槽保守点検業者をいうものではない。

2 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者の責務は次のとおりである。

- ① 使用準則に従って浄化槽を使用するとともに、他の使用者に同準則を遵守させること。(法第3条第3項)
- ② 指定検査機関による浄化槽の水質に関する検査を受けること。(法第7条及び第11条)
- ③ 浄化槽の保守点検及び清掃を行い、その結果を記録し、保存すること。(法第10条第1項)
- ④ 処理対象人員が501人以上の浄化槽にあつては、技術管理者を置くこと。(法第10条第2項)
- ⑤ 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令に対し必要な措置を講ずること又は当該浄化槽の使用停止命令に従うこと。(法第12条第2項)
- ⑥ 使用開始報告、技術管理者変更報告、浄化槽管理者変更報告その他必要な報告を行うこと。(法第10条の2各々、法第53条第1項)
- ⑦ 立入検査に応じ、質問に答えること。(法第53条第2項)
- ⑧ 廃棄物処理法の規定に基づき、引き出し後の汚泥、スカム等を適正に処理すること。
- ⑨ 浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書を提出すること。(法第11条の2)

第2 浄化槽の使用

1 浄化槽の使用者は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の使用準則を遵守するとともに、次により浄化槽を適正に使用すること。

- i) し尿を洗い流す水の量は、40～60ℓ／人・日を標準とする。
- ii) 便器の洗浄は、塩素系洗浄剤を使わずに、水又は温水で行うこと。
- iii) 微生物による処理を阻害することとなる農薬や廃油など及び配管の目詰まり、機器の故障その他の原因となる異物を流さないこと。
- iv) ディスポーザー対応型浄化槽を設置している場合でなければ、ディスポーザーを使用しないこと。

2 使用準則に係る留意事項

- i) タイマー等による断続運転は、電源を切ったことにはならないこと。

3 技術管理者

技術管理者は「浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当」する「環境省令で定める資格を有する」者である。(法第10条第2項)

(1) 技術管理者の資格

技術管理者は、環境省関係浄化槽法施行規則第8条又は同附則第2条第2項に規定する資格を有しなければならないものであること。

(2) 技術管理者の責務

技術管理者は、浄化槽管理者の果たすべき義務の代行者として、次に掲げる事項に留意すること。

- i) 技術管理者として従事する浄化槽について、構造並びに流入する汚水の性質及び量を理解し、運転状況及び処理状況を常時把握しておくこと。
- ii) 浄化槽法のみならず関係法令を熟知し、当該浄化槽の運転に支障が生じないように、必要な手続きを理解しておくこと。

(3) 技術管理者は、保守点検及び清掃の作業の直接の実施者というより、むしろ両業務を統括する者としての性格を有するものであり、一般に次に掲げる業務を行うものであること。

- i) 浄化槽の清掃技術者、清掃業者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- ii) 浄化槽の維持管理に係る業務計画の立案を行い、業務管理を行うこと。
- iii) 浄化槽汚泥の処理・処分につき法律的、技術的知識を与えること。
- iv) 浄化槽の機能に支障を与える建築物の改造、使用用途の変更等について、必要な技術的助言を与えること。

(4) その他

- i) 技術管理者は原則として施設ごとの専従であること。
ただし、1日の作業時間内に巡回でき、かつ実質的に施設の常時管理を果たしうると認められる場合は、この限りではないこと。
- ii) 地域の実情により技術管理者の確保が極めて困難な場合にあっては、当面、浄化槽管理者が一定の指揮命令権限を確保した上で、保守点検を委託している保守点検業者の中から任命してもよいこと。

第6 浄化槽清掃業者

(1) 浄化槽管理者から浄化槽の清掃の委託を受ける者は、浄化槽清掃業の許可を要するものであること。

(2) 浄化槽清掃業の許可

- i) 浄化槽清掃業の許可は、法において市町村長の本来的権限である。
- ii) 浄化槽の清掃と当該浄化槽の清掃により引き出した浄化槽汚泥等の収集、運搬又は処分を一体的に行おうとする者は、浄化槽清掃業の許可と併せて廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可も必要であること。
- iii) 法第36条第2号の「役員」は、法第22条第1項第3号で定義するところによる。(Ⅲ第1参照)
- iv) 環境省令第11条第4号の規定は、浄化槽清掃業許可申請書の具備すべき要件であり、従事者の要件ではないこと。
- v) 日本環境整備教育センターが実施する「清掃技術者講習会」の課程を修了した者は、環境省令第11条第4号に定める者に該当する。
- vi) 浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設又は能力が許可の技術上の基準に適合しなくなったときは、許可の取り消し等をできるものであること。

(3) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃の記録(参考様式18)を3部作成し、1部を市町村に、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならないものであること。

Ⅶ 浄化槽の水質に関する検査

1 指定検査機関

法第57条第1項の規定に基づく指定検査機関は、社団法人北海道浄化槽協会（昭和61年6月10日衛施第276号指令）である。

(1) 検査事務所

指定検査機関の検査事務所の所在地は、次のとおりである。

社団法人 北海道浄化槽協会	札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号	☎011-823-4755
札幌検査事務所	札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号	☎011-814-6811
旭川検査事務所	旭川市永山7条3丁目1番2号	☎0166-48-7470
釧路検査事務所	釧路市文苑4丁目1番2号	☎0154-38-2373
函館検査事務所	北斗市七重浜7丁目9番14号	☎0138-49-7769
帯広検査事務所	帯広市西16条南6丁目30番23号	☎0155-41-3395

(2) 検査手数料

検査手数料は、表-22のとおりである。

表-22 浄化槽の水質に関する検査の手数料

浄化槽の処理対象人員	浄化槽法第7条の規定による検査		浄化槽法第11条の規定による検査	
	(みなし浄化槽)	浄化槽	みなし浄化槽	浄化槽
20人以下	(12,000円)	13,000円	6,000円	8,000円
21人以上 50人以下	(16,000円)	17,000円	10,000円	12,000円
51人以上100人以下	20,000円		12,000円	13,000円
101人以上300人以下	30,000円		20,000円	
301人以上500人以下	40,000円		30,000円	
501人以上	50,000円		42,000円	

(3) 検査員

浄化槽の水質に関する検査業務は、浄化槽検査に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有する検査員が実施する。

2 検査手続

浄化槽の水質に関する検査の手続きは、次のとおりである。

- ① 浄化槽管理者又は浄化槽管理者から依頼を受けた浄化槽関係業者（法第7条の検査にあつては浄化槽工事業者、法第11条の検査にあつては、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者）は、指定検査機関に浄化槽の水質に関する検査を依頼する。
また、指定検査機関も浄化槽管理者に検査の依頼を求める。
- ② 指定検査機関は、検査の日時等を調整し、これを事前に浄化槽管理者に連絡する。
- ③ 指定検査機関の検査員は、浄化槽の設置場所で当該浄化槽に関する外観検査、水質検査、書類検査を実施し、その結果及び判定を記入した検査結果書を作成し、これを浄化槽管理者に提出する。
また、検査結果書と併せて検査済証を浄化槽管理者に交付する。
- ④ 浄化槽管理者は、検査済証を見やすい場所に貼付する。



勸 告 書

(記 号) 第 ○ ○ ○ 号

(元号) ○○年○○月○○日

(浄化槽管理者氏名) 様

市町村長 (氏 名)

あなたの管理する浄化槽に係る浄化槽法 (昭和58年法律第43号) { 第7条第1項の規定に
第11条第1項の規定に
基づく設置後等の水質検査について、同法第7条の2第2項 } の規定に基づき、次のとおり勸告
基づく定期検査について、同法第12条の2第2項 }
します。

また、この勸告に基づき講じた措置について、(元号) ○○年○○月○○日までに別紙様式により
報告してください。

なお、この勸告に従わない時は、 { 同法第7条の2第3項 } の規定に基づき、この勸告に
{ 同法第12条の2第3項 }
係る措置をとるべきことを命ずる場合があるので念のため申し添えます。

記

勸告事項 浄化槽法 { 第7条第1項に規定される設置後等の水質検査 } を受けること。
{ 第11条第1項に規定される定期検査 }

履行期限 (元号) ○○年○○月○○日

(○○部○○課○○係)

(記号) 第〇〇〇号達

(浄化槽管理者住所)

(浄化槽管理者氏名)

浄化槽法 (昭和 5 8 年法律第 4 3 号) { 第 7 条の 2 第 3 項
第 1 2 条の 2 第 3 項 } の規定により、次のとおり (元号)

〇〇年〇〇月〇〇日付け (記号) 第〇〇〇号の勧告に係る措置をとるべきことを命じます。

なお、措置の履行期限までにこの命令に係る措置を講じない場合には、法第 6 6 条の 2 の規定により、3 0 万円以下の過料に処される場合があります。

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

市町村長 (氏 名)

1 講ずべき措置の内容

あなたの管理する浄化槽に係る浄化槽法

{ 第 7 条第 1 項に規定される設置後等の水質検査
第 1 1 条第 1 項に規定される定期検査 }

を受けること。

2 改善の履行期限

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

(可能な限り短い期間)

3 命令を行う理由

(正当な理由がなく) 先の勧告に係る措置をとらなかったため

教 示

1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市町村長に異議申し立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

2 また、この決定については、この決定があったことを知った日 (前項の異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、市町村 (訴訟において市町村を代表する者は、市町村長となります。) を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

(〇〇部〇〇課〇〇係)

6 浄化槽関係罰則一覧（抜粋）

「浄化槽法」及び「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に係る罰則のうち、主に浄化槽工事（業者）、浄化槽清掃（業者）、浄化槽保守点検（業者）、浄化槽管理者に係るものを抜粋しています。

1 浄化槽の設置、工事、工事業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考	
59条3号	21条1項、 3項	知事の登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者	A		
59条4号		不正の手段により浄化槽工事業の登録を受けた者			
59条5号	32条2項	知事が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽工事業者			
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C		
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者			
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*	D		
64条5号	29条2項	営業所毎に設置する浄化槽設備士が不在となった場合、2週間以内に是正措置をとらなかった浄化槽工事業者			
64条6号	29条3項	浄化槽設備士に実地に監督させるか、資格を持つ自らが実地に監督をしないで浄化槽工事を施工した浄化槽工事業者			
64条7号	31条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽工事業者			
64条9号	44条	資格を持っていないのに浄化槽設備士をなめる、又は紛らわしい名称を用いた者			
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者			
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者			
67条1号	25条1項 33条3項	登録内容の変更が生じた日から30日以内に登録変更をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽工事業者（特例工事業者も同じ）		G	
	26条	浄化槽工事業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者（特例工事業者も同じ）			
67条2号	28条1項	浄化槽工事業の登録を抹消される前に締結された浄化槽工事の注文主に、工事を承継した旨の通知をしなかった元工事業者又は工事承継者			
67条3号	30条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽工事業者			
67条4号	42条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽設備士免状を返納しなかった者			

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

2 浄化槽の清掃、清掃業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
59条5号	41条2項	市町村長が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽清掃業者	A	再掲
59条6号 59条7号	35条1項	市町村長の許可を受けずに浄化槽清掃業を営んだ者 不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けた者		
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	
64条7号	40条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽清掃業者	C	
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	D	再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
67条1号	37条	許可申請内容の変更が生じた日から30日以内に変更届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽清掃業者	G	

67条1号	38条	浄化槽清掃業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者	G	
67条3号	39条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽清掃業者		

3 浄化槽の保守点検、保守点検業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
64条9号	47条	資格を持っていないのに浄化槽管理士をなめる、又は紛らわしい名称を用いた者	D	再掲
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
67条4号	45条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽管理士免状を返納しなかった者	F	再掲
条例13条1号	2条1項、3項	知事の登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者	D	
2号		不正の手段により保守点検業の登録を受けた者		
3号		9条1項		知事が発する浄化槽保守点検の業務の停止命令に違反した者
条例14条1号	10条1項	知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者	E	
2号	10条2項	条例の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
条例15条	13条 14条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、13条14条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本条の罰金刑	D E	

4 浄化槽管理者、技術管理者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C	再掲
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者		再掲
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*	D	再掲
64条2号	10条2項	501人槽以上の浄化槽に技術管理者を置かなかった者		
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
66条の2	7条の2 3項、12条の2 3項	法定検査を受けるべき勧告に違反した者	F	
68条	11条の2	廃止届を出さない、又は虚偽の届をした者	H	

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

罰則

A	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金	E	10万円以下の罰金
B	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金	F	30万円以下の過料
C	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金	G	20万円以下の過料
D	30万円以下の罰金	H	5万円以下の過料

10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について

浄化槽法に定める各種届出の受理や適正な維持管理のための指導等については、浄化槽の多くが住民家庭に設置されていることから、現場に最も近い市町村に事務を担っていただくことがよいとの考えから、知事の事務権限の市町村への移譲を進めています。

①全市町村に移譲済みの事務権限（S62～、H12～）

条 項	内 容
第5条第1項、2項	浄化槽の設置（変更）届出の受理及びそれらの計画に係る勧告
第10条の2第1項～第3項	浄化槽使用開始報告書、技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書の受理
第12条第1項～第3項	保守点検又は清掃に係る助言・指導、勧告、改善命令
第53条第1項、第2項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る保守点検、清掃等に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査又は質問

②H17法改正により新たに生じた事務権限：H19から移譲（移譲済み市町村は下表のとおり）

条 項	内 容
第7条第2項(第11条第2項での準用を含む)	浄化槽の法定検査に係る指定検査機関からの報告の受理
第7条の2第1項、第12条の2第1項	浄化槽の法定検査の受検確保のために必要な指導・助言
第7条の2第2項、3項、第12条の2第2項、3項	浄化槽の法定検査を受けるべき旨の勧告、措置命令
第11条の2	浄化槽使用廃止届出書の受理

③H22から移譲項目に追加した事務権限（全市町村に移譲済みの権限と密接不可分の権限）

条 項	内 容
第5条第4項	届出の内容が適当であると認める旨の通知

石狩振興局	黒松内町	○	栗山町	○	留萌振興局	湧別町	○	清水町	○
札幌市	●	蘭越町	○	月形町	○	留萌市	○	滝上町	○
江別市	○	ニセコ町	○	浦臼町	○	増毛町	○	興部町	○
千歳市	○	真狩村	○	新十津川町	○	小平町	○	西興部村	○
恵庭市	○	留寿都村	○	妹背牛町	○	苫前町	○	雄武町	○
北広島市	○	喜茂別町	○	秩父別町	○	羽幌町	○	大空町	○
石狩市	○	京極町	○	雨竜町	○	初山別村	○	胆振総合振興局	幕別町
当別町	○	倶知安町	○	北竜町	○	遠別町	○	室蘭市	○
新篠津村	○	共和町	○	沼田町	○	天塩町	○	苫小牧市	○
渡島総合振興局	岩内町	○	上川総合振興局	宗谷総合振興局	登別市	○	本別町	○	
函館市	●	泊村	○	旭川市	●	稚内市	○	伊達市	○
北斗市	◎	神恵内村	○	士別市	○	猿払村	○	豊浦町	○
松前町	○	積丹町	○	名寄市	○	浜頓別町	○	壮瞥町	○
福島町	○	古平町	○	富良野市	○	中頓別町	○	白老町	○
知内町	○	仁木町	○	鷹栖町	○	枝幸町	○	厚真町	○
木古内町	○	余市町	○	東神楽町	○	豊富町	○	洞爺湖町	○
七飯町	○	赤井川村	○	当麻町	○	礼文町	○	安平町	○
鹿部町	○	空知総合振興局	比布町	○	利尻町	○	むかわ町	○	
森町	○	夕張市	○	愛別町	○	利尻富士町	○	日高振興局	標茶町
八雲町	○	岩見沢市	○	上川町	○	幌延町	○	日高町	○
長万部町	○	美唄市	○	東川町	○	ホーツク総合振興局	平取町	○	弟子屈町
檜山振興局	芦別市	○	美瑛町	○	北見市	○	新冠町	○	白糠町
江差町	○	赤平市	○	上富良野町	○	網走市	○	浦河町	○
上ノ国町	○	三笠市	○	中富良野町	○	紋別市	○	様似町	○
厚沢部町	○	滝川市	○	南富良野町	○	美幌町	○	えりも町	○
乙部町	○	砂川市	○	占冠村	○	津別町	○	新ひだか町	○
奥尻町	○	歌志内市	○	和寒町	○	斜里町	○	十勝総合振興局	標津町
今金町	○	深川市	○	剣淵町	○	清里町	○	帯広市	○
せたな町	○	南幌町	○	下川町	○	小清水町	○	音更町	○
後志総合振興局	奈井江町	○	美深町	○	訓子府町	○	土幌町	○	(H22.4.1現在)
小樽市	●	上砂川町	○	音威子府村	○	置戸町	○	上土幌町	○
島牧町	○	由仁町	○	中川町	○	佐呂間町	○	鹿追町	○
寿都町	○	長沼町	○	幌加内町	○	遠軽町	○	新得町	○

●：法律で権限あり ○：移譲済み ◎：③の権限も移譲済み